

れいわ ねんど だい かいおおたくしやう しやさべつかいしやうしえんちいききやうぎかい
令和5年度 第2回大田区障がい者差別解消支援地域協議会

にち じ れいわ ねん がつ にち すい じ ぶん じ ぶん
日時：令和6年3月13日（水） 13時30分から14時45分まで

しゅつせきしや あらきいいん あんざいいん いしわたいいん かわさきいいん かんせいいいん たけだし いしいんだいり
出席者：荒木委員、安齋委員、石渡委員、川崎委員、閑製委員、武田氏（石委員代理）、
きねむちいいん こぼりいいん こんどういいん すぎやまいん すずきいいん そめやいいん
杵鞭委員、小堀委員、近藤委員、杉山委員、鈴木委員、染谷委員、
そやいいん たかはしいん たなかいいん なかはらいん ながわいいん はまのいいん
征矢委員、高橋委員、田中委員、中原委員、名川委員、濱野委員、
ほそやいいん まきのいいん みやざわいいん みやたいいん しよめんさんかしか ふく こじゅうおんじゅん
細谷委員、牧野委員、宮澤委員、宮田委員（書面参加者を含む 五十音順）

1 かいかい
1 開会

- いしわたかいちやう あいさつ
(1) 石渡会長 挨拶
はりまふくしぶちやう あいさつ
(2) 張間福祉部長 挨拶
じ むれんらく はいふしりやうとうかくにん
(3) 事務連絡（配布資料等確認）

2 ぎぎ
2 議題

- おおたく よ しやうがいしやさべつかいしやうほう かか そうだん れいわ ねんどかみはんきぶん
(1) 大田区に寄せられた障害者差別解消法に係る相談（令和5年度上半期分）に
ついて
しりやう しやうがいしやさべつかいしやうほう かか そうだんないやういちらん れいわ ねんどかみはんき れいわ
資料1 障害者差別解消法に係る相談内容一覧 令和5年度上半期（令和5
ねん がつ がつぶん じむきよく せつめい
年4月～9月分）について、事務局から説明

ながわいいん
名川委員：

まず、この会議は、合理的配慮であったかを判断するのか。それとも、合理的配慮
にどう取り組むかを議論する場なのか。また、今回の事例1について、根本的な問題
として、相談者の大変さをどう理解し、向き合っていくのか教えていただければと思
う。

しやうがいふくしかちやう
障害福祉課長：

そうだんじれい じやうほう きやうゆう もくてき ごうりてきはいりよ
相談事例については、情報を共有させていただく目的がある。また、合理的配慮
の提供については、正解というものがなく、色々な見方があり非常に判断が難しい
ため、委員の皆様それぞれの立場から、ご意見をいただきたいと考えている。

いしわたかいちやう
石渡会長：

じれい かた はつたつしやう ひじやう せいしんじやうたい へんどう おお
事例1の方については、発達障がいということで、非常に精神状態の変動も大き
い方だと思う。前に書けていたから今回も書けるといってもないということでは
しょうがいふくしか じむしよ せつめい おも か ど やうきゆう
障害福祉課からも事務所にご説明いただいたかと思うが、どこからが過度な要求に

なるのか、この判断が非常に難しいと思う。その時の情報をしっかり見ることが大事だと思う。その時の精神状態とか、場面等を配慮しつつ、ご本人の力を無理なく引き出すような関わり方が必要だったのではないかと思う。

みやざわいいん
宮澤委員：

聴覚障がい者で指文字や手話をやっている方は、なかなか字が書けない。思うように自分の意思を相手に判断してもらうことが難しい方もいる。文字が当然書けるだろうという思い込みで話してはいけないし、相談する側も、こういう配慮をしてほしい。と伝え、話し合いをすることが大事だと思う。

みやたいいん
宮田委員：

発達障がいの方は、見た目では分からない。事例1の相談概要の中に、字を書くことを執拗に求められたとか、字が書けないと言ったらそれを証明しろとか、障害者手帳を出したら字が書けないとは書いていないというような、本人を追いつめるような要求を事務所側からされると、本人はすごく傷つくと思う。石渡会長もおっしゃっていたが、発達障がいはそのときの体の状況、精神状況によってできることができなかつたりというのはあるので、事務所の方は、それを理解されていなかったのだろうと思う。字が書けないと言ったときに、この前は書けたらというやりとりは、違和感を覚える。合理的配慮とはどのようなものは、公的機関には、もう少し学習していただきたい。また、理解する努力をしていかなければいけないと思う。

ながわいいん
名川委員：

事例1について、事業者の対応概要に、過度な要求と判断したとあるが、日本では考え方のようなものが出ていないが少なくとも海外では、財政的あるいは人員配置的に相当に厳しい場合ではないと過度な要求とは認められないという考え方があってと思う。今回の過度な要求という言い方はどうなのか、考えたほうがよいと思う。本来の業務であるかどうかを考えた場合にも、サービスを提供するに当たって、あり得る範囲内のことであると思う。相互のやり取りをこれまで積み重ねてきた中で講じてしまったということなので、それに対してどう取り組むかは、考えるべきではないかと思う。

あらいいいん
荒木委員：

4月から、改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者も合理的配慮の提供が義務化されると、相談は増えてくるのではないかと思う。事例4番、5番に

ついて、施設としては身体介護の資格を持っていないからやらないということは当然のことかと思うが、私^{わたし}がその場^ばにいたらお手伝い^{てつだ}すると思う。しかし個人的にお手伝い^{てつだ}をするとなったときに、いろいろな問題^{もんだい}がでてくるかと思う。

車^{くるま}いすでも一人^{ひとり}で自由^{じゆう}に行きたいところ^いに行けるような社会^{しゃかい}になることを望む^{のぞ}。合理的配慮^{ごうりてきはいりよ}への理解^{りかい}が進み^{すす}、お互い話し合い^{たが はな あ}をしながら、一つずつ前^{ひと}に進んでいく^{まえ}と思う。同時に、事業者^{おも}の理解^{どうじ}、障がい^{じぎょうしゃ}のある方^{りかい}の理解^{しょう}を一緒に進めていかなければいけない^{おも}と思う。

いしわたかいちょう
石渡会長：

施設^{しせつ}の建前^{たてまえ}とか、前例^{ぜんれい}によって合理的配慮^{ごうりてきはいりよ}を提供^{ていきょう}してもらえないという話しもよく聞きますが、個人的にや^きってあげたいという方^{かた}が無理^{むり}なくできるような環境^{かんきょう}の整備^{せいび}や仕組み^{しく}づくりが大事^{だいじ}かと改めて思^{おも}った。

しょうがいふくしかちょう
障害福祉課長：

区^くでは、ユニバーサルデザイン^とのまちづくりにも取り組んでいる。ユニバーサルデザインのまちづくりでは、物理的^{ぶつりてき}に障がい^{しょう}を除去^{じょきよ}することのほかに、心のバリアフリー^{こころ}に取り組んでいる。心のユニバーサル^{こころ}というやさしさを区民^{くみん}の皆様^{みなさま}に持^もっていただけるよう、引き続き啓発活動^{ひ つづ けいはつかつどう}を行^{おこな}ってまいりたい。

(2) 合理的配慮^{ごうりてきはいりよ}の取り組み^とについて、近藤委員^{こんどういいん}から報告^{ほうこく}

みやたいいん
宮田委員：

障がい^{しょう}が見^みた目で分かる方^めへは、周り^わは非常に優^{かた}しく接^{まわ}してくれる。飲食店^{いんしょくてん}でも、食形態^{しょくけいたい}を変^かえて対^{たい}応^{おう}してくれるお店^{みせ}は増^ふえてきている。商店街^{しょうてんがい}でもスーパーでも相手^{あいて}の気持ち^{きも}が見^みえてくると非常に喜^{ひじょう}しい。障がい^{しょう}のある方^{かた}がどこにでも出^でられるような、そういうまちづくり^{おも}をできたらありがたいと思う。

かんせいいいん
閑製委員：

お店側^{みせがわ}や事業者^{じぎょうしゃ}が思^{おも}う配慮^{はいりよ}と、障がい^{しょう}のある方^{かた}の求める配慮^{もと}は違^{ちが}ってしまっている場合^{ばあい}が多いと思う。見た目^{おお}で分^{おも}かりにくい方^みや、ハプニング^めがいつ起^わこるか分^{かた}からない方^{かた}への配慮^{はいりよ}は、配慮^{はいりよ}しようと思^{おも}っていてもなかなか難^{むずか}しい。近藤委員^{こんどういいん}は、すごく丁寧^{ていねい}に考^{かん}えられていて、その心^{こころ}構^{がま}えも相手^{あいて}に伝^{つた}わるとも思^{おも}いますし、ぜひ色々^{いろいろ}なところ^{ところ}でお話^{はな}ししていただきたいと思^{おも}う。また、窓口^{まどぐち}というの^{いんしょう}は、そこへの印象^{いんしょう}であつたり説明^{せつめい}であつたりとても重要^{じゅうよう}になってくると思^{おも}うので、そういったところでの研修^{けんしゅう}でも、近藤委員^{こんどういいん}にお話^{はな}しいただいた合理的配慮^{ごうりてきはいりよ}とはどのようなこと^{こと}なのか^なが伝^{つた}わっていけばありがたいと思^{おも}った。鶉^うの木商店街^{きしょうてんがい}の中^{なか}でも色々^{いろ}な配慮^{はいりよ}をされている

んだらうなとおもった。

なかはらいいん
中原委員：

う きしょうてんがい うんどう やく ねんけいぞく たぶんや たせだい ま
鶉の木商店街のオアシス運動は、約20年継続していることや、多分野、多世代を巻
き込んでいることを非常に尊敬している。社会福祉協議会の取組にも、参考にさせてい
ただいている。げんざい しゃかいふくしきょうぎかい れいわ ねん がつ ねんかん けいかく だい
現在、社会福祉協議会では、令和6年4月から5年間の計画ある「第7
次大田区地域福祉活動計画」の策定を進めている。その理念が、「みんなでつくる、と
もにつながるまち」である。この理念の方向性と、オアシス運動と商店街の取組は一致
しており、引き続き参考にしながら取り組んでいきたいと思う。

いしわたかいちょう
石渡会長：

ねん つづ しょうがいしゃさべつかいしょうほう まえほんとう
20年も続いているということは、障害者差別解消法ができる前であるし、本当に
ちいさきひとひとりひとりをだいじにしている結果が、みんなでつくる、ともにつながる
ところに結果として結びついているのかなと思う。

すぎやまいいん
杉山委員：

しりょう じれい そうだん たいおう
資料1の事例5について、相談したことにより、対応してもらえたということは、
ほんにんからするとすごく嬉しいことだと思ふ。相談してよかった、また相談しようとい
う気持ちになる。じぶん自身 きんちょう かんじ おも だ
自分自身、緊張すると漢字が思い出せなくなってしまったりする。
いぜん かんじ か かた そうだん わら そうだん は
以前、漢字の書き方を相談すると笑われたことがあり、相談するのも恥ずかしくなっ
てしまう。ヘルプカードが出てからは、それを見せることで対応してくれるようにな
ったので、そこはありがたいと思ふ。

(3) しょうがいしゃさべつかいしょうほう かいせい かか く と く とう 障害者差別解消法の改正に係る区の取り組み等について

しりょう しょうがいしゃさべつかいしょうほう か ないかくふ
資料2 障害者差別解消法が変わります！(内閣府パンフレット)について、
じむきょく せつめい
事務局から説明

すずきいいん
鈴木委員：

ごうりてきはいりよ いはん きんしじこう き
アメリカでは、合理的配慮に違反するとペナルティがある。禁止事項も決められて
いるが、日本ではそこまで進んでいない。

わたし ちいき なか おも いしき しょう しゃ き おも
私は、地域の中で、思いやりを意識している。障がい者が来たらどうしようと思
う社会ではいけないと思う。障がい者も普通の人と変わらないという意識を持って
もらいたい。なか しょう かた こま つた
その中で、障がいのある方は、どんなことに困っているのかを伝えてい
くといいと思ふ。しょう う わ よわ ひと おも しゃかい
障がいの有無にかかわらず、弱い人をみんなが思いやる社会ができ
ればいいと思っている。

そめやいいん
染谷委員：

自分の中の囲いはなく、壁を取り除いて色々な行動ができればよいと思った。この会はとても勉強になる。自分の会に持ち帰って、民生・児童委員のみなさまにお話し、広めていけたらよいと思う。

まきのいいん
牧野委員：

精神障がいというのは見えない障がいである。周囲の助けが必要な時や、調子が悪くなってきたときなどに、「大丈夫ですか。」「困っていますか。」と声をかけてもらうだけで、生きやすさが違ってくると思う。そのためには、思いやりが必要だと思ふ。それから、教育が非常に重要だと思う。区では、小学校4年生に周知用パンフレットを配布しており、素晴らしいことだと思うが、そのあとどう活用しているのか。障がいのある方と一緒に暮らしたり、同じ教室で過ごしたり、近くでともにしないで、障がい者がどうということなのか理解することができにくいまま、障がい者はどこか違うという意識だけで大人になってしまう。特に精神障がいは、症状や、病気そのものが知られておらず、ニュースなどでは、精神障がいであるゆえに犯罪を犯した、怖い人、廃人というイメージを持たれることが非常に多い。そのようなことをなくすためにも、小さい頃からの教育が非常に大事だと思う。大人に対しても、障がいの特性や、障がいのある方にも同じ日常生活があるということを発信していくことは大事だと思っている。その中で、普通のことのできないときがあったら助けてくれるような社会を望んでいる。

ほそやいいん
細谷委員：

大田幸陽会の取組として、コロナ禍の時期に、利用者の買い物や外出の機会を確保したいという思いで、ユニクロ大森北店に連絡したところ、開店時間を早めていただいて、買い物の機会を持つことができた。いまでも継続して年1回程度行っている。利用者が買い物に行ったときに、店員さんと直接、車いすを押すときに気を付けることや、通路はどれくらいあったほうがいいのか、言葉が話せない方が来たときにそういうところに気をつけた方がいいかなどを話している。社会貢献の一環として私たちの活動をよく理解してくださり、お互いのためになっている。

たなかいいん
田中委員：

私のクリニックにも、パニック障がいの患者様が通院している。最初は、見た目からは分からず、対応が難しかったが、何回か通院して話し合うことを繰り返していくと、こういう要望があるというのが分かるようになった。車いすで来た方や、

トイレなどの介助が必要な方に対しては、要望があればやっているし、今後も配慮していくつもりであるが、介助をしている際にケガをさせてしまったり、転倒してしまったときにはどういう対応をしていけばよいかは今後、知りたいと思う。

石渡会長

事故は、どんなに配慮していても障がいの有無に関わらず起こってしまうので、危機管理として、準備をしておくことが必要かと思う。

高橋委員：

私は人権相談のアドバイザーをしており、合理的配慮義務違反に関するご相談もよく聞く。双方の主張や話しを聞く中で、やはりお互いの理解が不足していると感じる。

信頼関係があつてこそ、建設的な対話はできると思うが、心理的な寄り添いが欠けてしまっているために、双方の主張が先鋭的になって話し合いがうまくできていない。事業所の方が、様々な障がいの特性に応じた配慮ができたり、想像することができるように、色々な方法で啓発活動することが非常に重要だと思う。

合理的配慮の提供が義務になることは、少しずつ理解が進んできているかなと思うが、悩んでいる事業者も多い。具体的な道筋が欲しいと思っている方も多く、今までの取組などの具体例を周知していくのも、今後の差別解消に向けて、効果的なのではないかと思う。

武田氏（石委員代理）：

資料1の事例2について、高橋委員に伺いたい。子どもが泣いており、聴覚過敏の方が緊急停止ボタンを押したら運転士が停車しなかったとあるが、こういった場合、事業者としてはどうすればよいのか。止まったとしても子どもが泣き止むかどうか分からないし、他のお客様も乗っている。止めることが合理的配慮となるのか。

高橋委員：

この会議で個人的な適否を述べるのが妥当なのか悩ましい。区の方に回答いただきたい。

石渡会長：

思いがけないことはたくさん起こるので、どういう風にもいい方向にもっていくか

は、^{ちいき}地域や^{かだい}みんなの^{おも}課題だと思^う。

^{そ や いいん}
征矢委員：

ハローワークでは、^{しつぎようきゆうふきんとく}失業給付金等^{かか}に関^わるので、^{いったん}一旦は^{ようきゆう}要求^きを^い聞き入^れ、^{てつづ}手続^きを^{すす}進^めるよう^にして^いる。

3 その他

おた^{しょう}障^{がい}が^い施^{さく}策^{すいしん}推^{しん}進^{ぷらん}プランの^{さくていおよ}策^だ定^{およ}及^び、^{いいん}委員^{にんき}の^{れんらく}任^じ期^{につい}て^{れんらく}連^{らく}絡

4 ^{へいかい}閉^{かい}会